

2 都議会のしごと



議 決

都議会は、知事や議員から提出された議案などを審議し、その可否を決定します。このように議会の意思を決めることを「議決」といいます。都議会在「議決機関」又は「意思決定機関」と言われるゆえんです。

都議会の議決を得なければ、知事は事業を執行できません。しかし、都議会が東京都に関するすべての事項について意思決定するわけではありません。議決を必要とする事項（議決事件）は、地方自治法第96条で定められています。

都議会に提出される議案の主なものについて、簡単に説明します。

■ 予算

東京都の家計に当たり、収入（歳入）と支出（歳出）の見積りです。

予算の提出は知事が行います。この

予算が議決されて初めて各種の事業が具体的に進められます。

■ 条例

東京都の法律ともいべきものです。内容によっては、都民の権利を制限したり、義務を課したりする場合があります。また、都営交通の料金や様々な貸付制度なども条例で定められます。

■ 契約

東京都が結ぶ契約のうち、予定価格9億円以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決が必要です。

■ 人事

副知事・公安委員会委員・教育委員会委員など知事が選任等をする重要な人事は、議会の同意を得なければなりません。

■ 意見書

公益に関する（都民生活に大きくかわる）事柄について都議会の意見を国会及び行政庁（主に政府関係）に提出します。

■ 決議

政治的な効果を期待して、都議会の意見を内外に明らかにするものです。

都議会で議決した議案の種類と件数 (平成27～令和2年)

種類 議案の 総数 年	知事提出					議員提出			
	予算	条例	契約	人事	その他	条例等	意見書	決議	
27	333	30	146	36	24	77	7	10	3
28	291	31	115	44	44	35	9	7	6
29	272	33	98	54	16	50	8	8	5
30	286	34	116	54	19	38	10	12	3
元	303	35	143	21	43	44	12	3	2
2	303	48	98	27	14	90	15	5	6

※「その他」には、事件、諮問、専決、決算を含む。

都政の調査と検査

■ 調査権

衆参両院における国政調査権と同様の性質を持つもので、地方自治法第100条に定められていることから、「議会の百条調査権」と呼ばれます。

都政全般に係る具体的な事項について調査する権限で、調査に当たっては強制力が与えられています。

議会が調査を行うため、特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができます。請求された者は、正当な理由がない限り拒むことができません。

■ 検査権

都の事務の管理や進め方、さらには出納を検査する権限のことです。検査自体は直接に法的な効果は持ちませんが、不当な事実が分かれば、議会として執行機関の責任をただす措置をとることができます。

知事の不信任議決

都議会と知事は独立の立場で均衡をとりながら都政を運営していきますが、両者の間の対立が激しくなったとき、最終的に解決する方法として、議会は知事を不信任することができます。

この不信任議決があった場合、知事に与えられた対抗手段は、その通知を受けた日から10日以内に議会を解散することです。

議会を解散しなかった場合は、知事はその職を失います。

